

タクシー特措法等について

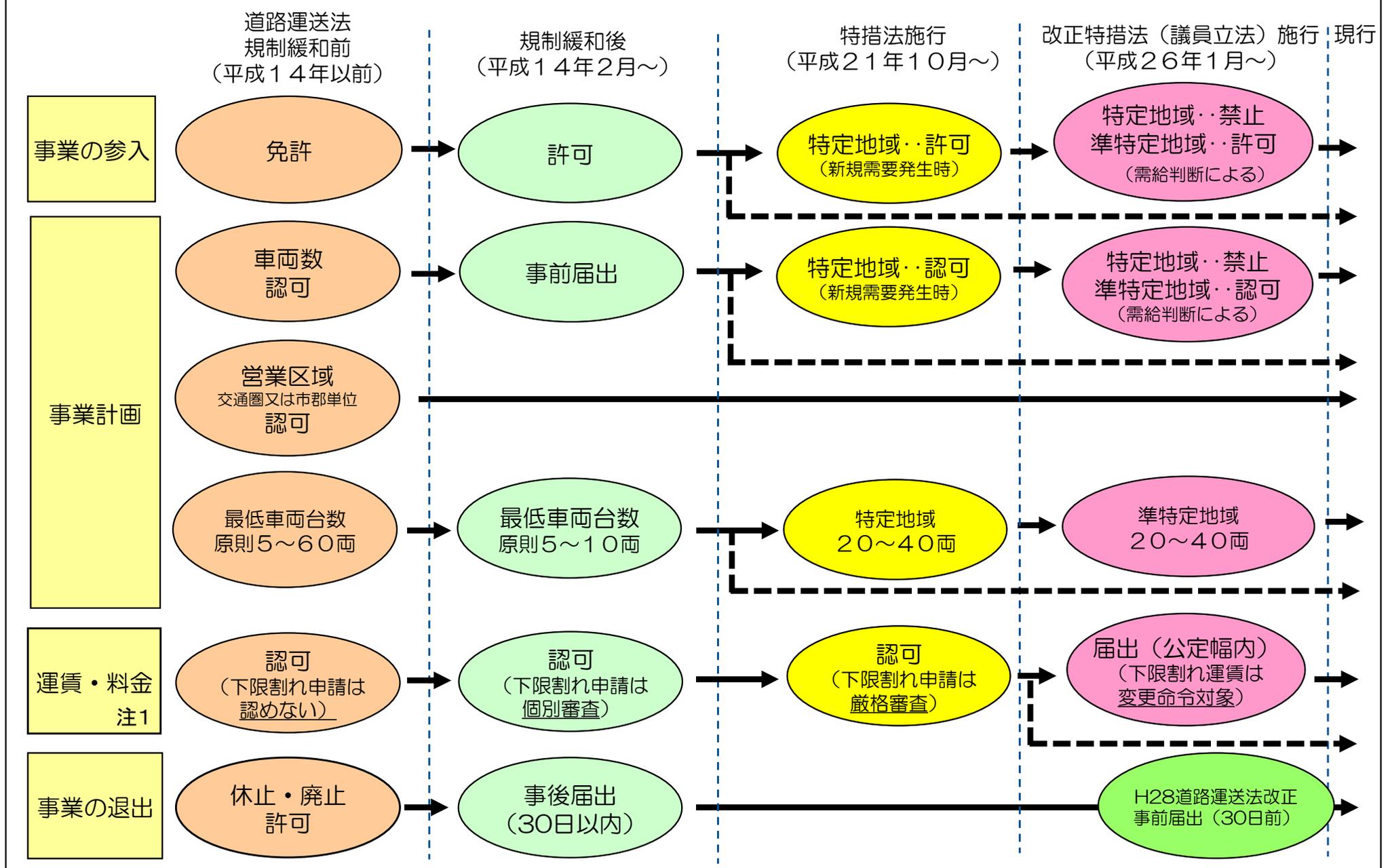


国土交通省

関東運輸局群馬運輸支局

タクシー事業に関する事業規制の推移

(改正特措法・特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法)



注1：平成9年度より幅運賃制度を導入。一部料金については届出制。

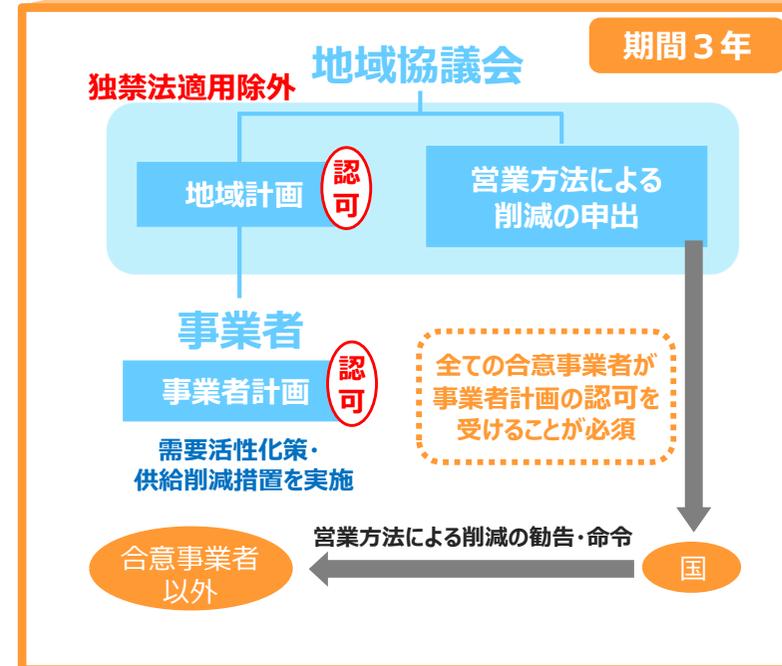
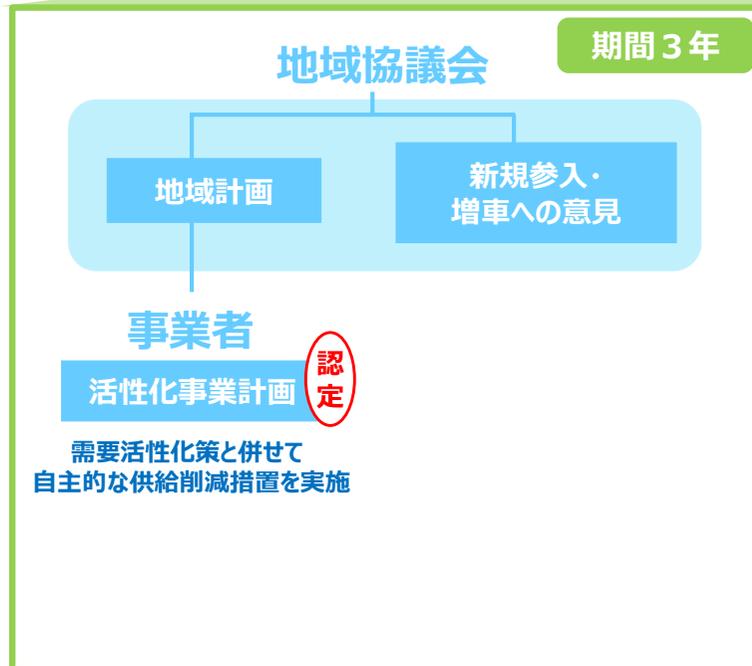
---➡ は特措法の適用地域外

改正タクシー特措法のポイント

改正タクシー特措法 = 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設**。
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止**。
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外**。
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設**。

原則（道路運送法）	準特定地域（大臣指定）	特定地域（大臣指定・運審諮問）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：届出制 ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入：許可制 ◆ 増車：認可制 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規参入・増車：禁止 ◆ 強制力ある供給削減措置 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



特定地域の指定基準

以下の指標のいずれにも該当する場合に特定地域として指定（(5)については、①～③いずれかに該当すること。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない）

(1) 車両の稼働効率の指標 ⇒ 実働実車率(=実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 事業者の収支状況の指標 ⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。

(3) 流し営業の指標 ⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 地域の需要動向の指標 ⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

① 運転者の賃金水準の指標 ⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(5) ② 事業運営の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

③ 安全性の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

(6) 地域・利用者の意向の指標 ⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

特定地域の指定等の状況

○現在の指定地域 なし

○過去の指定地域と解除理由

都県名	営業区域	指定期間	解除理由
東京都	南多摩交通圏	H28.7.1～R4.6.30 (1回延長)	指定の延長は原則として <u>1回に限って行うことができる</u>
神奈川県	京浜交通圏	H27.8.1～H31.3.31 (1回延長)	赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、 <u>前年度と比較して10ポイント以上増加していること</u>
千葉県	東葛交通圏	H28.7.1～R2.3.31 (1回延長)	日車営収が平成13年度と比較して <u>増加している場合には指定しない</u>
千葉県	千葉交通圏	H28.7.1～R2.3.31 (1回延長)	日車営収が平成13年度と比較して <u>増加している場合には指定しない</u>
千葉県	京葉交通圏	H28.7.1～R2.3.31 (1回延長)	赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、 <u>前年度と比較して10ポイント以上増加していること</u>
埼玉県	県南中央交通圏	H28.7.1～R2.3.31 (1回延長)	日車営収が平成13年度と比較して <u>増加している場合には指定しない</u>
栃木県	宇都宮交通圏	H28.7.1～R2.3.31 (1回延長)	日車営収が平成13年度と比較して <u>増加している場合には指定しない</u>

準特定地域の指定基準

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

（１）人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 日車実車キロ又は日車営業が、平成13年度と比較して減少していること。
- ② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

（２）人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと。
- ② (イ)から(ロ)までのいずれかに該当すること。
 - (イ) 日車実車キロ又は日車営業が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。
 - (ロ) 前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
 - (ハ) 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
- ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

※準特定地域の指定は、原則として毎年10月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。

※ただし、指定期間中であっても、国土交通大臣は基準に該当しなくなったと認めるときは、指定の解除を行うものとし、当該指定の解除は告示により行うものとする。

準特定地域の指定状況

都 県 名	交 通 圏			
東京都	特別区・武三 交通圏	北多摩交通圏	西多摩交通圏	南多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏	県央交通圏	湘南交通圏	小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏	東葛交通圏	千葉交通圏	北総交通圏
	市原交通圏	南房交通圏		
埼玉県	県南中央交通圏	県南東部交通圏	県南西部交通圏	県北交通圏
群馬県	東毛交通圏	中・西毛交通圏		
茨城県	県北交通圏	水戸県央交通圏	県南交通圏	県西交通圏
栃木県	宇都宮交通圏	県南交通圏	塩那交通圏	
山梨県	甲府交通圏			

黒字:令和10年9月30日まで指定

赤字:令和9年9月30日まで指定

青字:令和8年9月30日まで指定

ただし、毎年の輸送実績により指定基準適合状況を判断

群馬県の直近の指定・解除状況及び協議会開催状況 (改正タクシー特措法(平成25年11月成立、平成26年1月施行)施行以降)

日付	交 通 圏			
	中・西毛交通圏	東毛交通圏	渋川・吾妻交通圏 ※指定なし	沼田・利根交通圏 ※指定なし
平成26年1月27日	準特定地域指定	準特定地域指定		
平成30年10月1日	準特定地域再指定	準特定地域指定解除		
令和2年10月1日	準特定地域再指定	準特定地域指定		
令和2年11月13日	中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会開催	東毛交通圏タクシー準特定地域協議会開催		
令和3年6月4日	中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会開催	東毛交通圏タクシー準特定地域協議会開催		
令和3年6月21日	地域計画公表	地域計画公表		
令和5年2月22日	中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会書面開催	東毛交通圏タクシー準特定地域協議会書面開催		
令和6年10月1日	準特定地域指定解除	準特定地域指定解除		
令和7年10月1日	準特定地域指定	準特定地域指定		

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域

準特定地域

任意

協議会設置

任意

認可制（2/3以上の同意要件あり）

特定地域計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

任意記載事項

活性化措置に関する事項

協議会が作成する
地域計画

認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）

準特定地域計画

必須記載事項

活性化事業に関する事項

認可制（実施命令制度あり）

事業者計画

必須記載事項

供給輸送力の削減に関する事項

活性化措置に関する事項

（特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）

事業者が作成する
計画

任意（認定申請可・認定を受けた場合には
実施勧告制度あり）

活性化事業計画

必須記載事項

準特定地域に規定された活性化事業に関する事項

あり

独禁法適用除外

なし

あり

アウトサイダー事業者への営
業方法の制限勧告・命令

なし

禁止

新規参入

許可制

※供給過剰とならないかどうかの基準を追加

禁止

増車等

届出制→認可制

※供給過剰とならないかどうか、収入状況・
法令遵守の状況等の基準を追加

あり

公定幅運賃

あり（特定地域と同じ）

協議会ガイドラインのイメージ①（案）

協議会の構成員（案）

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 1. ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者 | 6. 学識経験者（○○大学教授○○） |
| 2. タクシー事業者等（社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社） | 7. ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署 |
| 3. 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部） | 8. ○○都道府県公安委員会 |
| 4. 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長） | 9. （その他協議会が必要と認める者を列記） |
| 5. 鉄道事業者、バス事業者等（○○株式会社） | |

特定地域計画に記載する供給削減パターン例（案）

地域毎の実情に応じ、以下のいずれかのパターンを参考として、協議会の合意により柔軟に定めることができる。

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン3	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 ○両の減車＋ Y%営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

注）上記をベースとして現行特措法時の減車実績に応じ、減車又は営業方法の制限に係る割合を引き下げることができる。

協議会ガイドラインのイメージ②（案）

特定地域計画に関する合意の方法（案）

特定地域計画に関する合意の方法は、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

構

1. 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
2. 計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の 2 / 3 以上 であること。
3. 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
4. その他協議会の構成員が種別ごとに 2 / 3 以上 が合意していること。
5. 構成員のうち計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

成

員

大手事業者

- 計画の作成に合意した大規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以上）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

中小事業者

- 計画の作成に合意した中小規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以下）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

個人事業者

- 計画の作成に合意した個人タクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

特定地域計画・事業者計画について

- 供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、**協議会**に対し、当該特定地域において削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「特定地域計画」の作成を義務づけ（特定地域計画には活性化を推進するための「活性化措置」に関する事項を定めることが可能）
- 特定地域計画の作成に合意した事業者**に対し、各合意事業者が削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「事業者計画」の作成を義務づけ
- 国土交通大臣の認可を受けた特定地域計画及び当該計画に基づいてする行為は、**独占禁止法の適用除外**

特定地域計画

特定地域計画の作成

主な記載事項

- ・削減すべき供給輸送力及びその削減方法
- ・各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力及びその削減方法
- ・活性化措置の内容（任意）



協議会 A

認可申請

特定地域計画の認可

主な認可基準

- ・特定地域における車両数ベースでの特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者の割合が3分の2以上であること
- ・供給過剰の是正のため必要最小限度の範囲を超えないこと



国土交通省

認可

特定地域計画事項の実施義務

認可を受けた特定地域計画の作成に合意し、その実施主体とされたタクシー事業者は、当該計画事項の実施義務を負う。

※認可を受けた特定地域計画が認可基準に適合しなくなった場合は？

➡ 認可特定地域計画の**変更命令等の対象**となる。

事業者計画

事業者計画の作成

主な記載事項

- ・削減する供給輸送力及びその削減方法
- ・（認可特定地域計画において活性化措置の実施主体とされた合意事業者にあつては）活性化措置の内容及びその実施時期



合意事業者
合意事業者(個人タクシー)

認可申請

事業者計画の認可

主な認可基準

- ・供給輸送力の削減を確実にを行うため適切なものであること
- ・（活性化措置に係る事項が定められている場合にあっては）活性化措置を確実に遂行するため適切なものであること



国土交通省

認可

事業者計画の実施

※認可を受けた事業者計画を実施していない又は認可基準に適合しなくなった場合は？

➡ 認可事業者計画の**変更命令等の対象**となる。

準特定地域計画・活性化事業計画について

- 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するための計画（以下「準特定地域計画」という。）を作成することができる
- **準特定地域計画の作成に合意した事業者**は、単独で又は共同して、当該準特定地域計画に即して活性化事業を実施するための計画（以下「活性化事業計画」という。）を作成し、認定を申請することができる

準特定地域計画

準特定地域計画の作成

主な記載事項

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化の推進に関する基本的な方針
- ・ 準特定地域計画の目標



協議会 A

送付

準特定地域計画の公表

助言



国土交通省

準特定地域計画事項の実施義務

※準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたタクシー事業者は、当該準特定地域計画に従い、事業を実施しなければならない。

活性化事業計画

活性化事業計画の作成

主な記載事項

- ・ 削減する供給輸送力及びその削減方法
- ・ （認可特定地域計画において活性化措置の実施主体とされた合意事業者にあつては）活性化措置の内容及びその実施時期



合意事業者

合意事業者(個人タクシー)

認定申請

活性化事業計画の認定



国土交通省

主な認定基準

- ・ 活性化事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものがあること
- ・ 活性化事業計画に定める事項が活性化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

認定

活性化事業計画の実施

※認定事業者が正当な理由がなく認定活性化事業計画に従って活性化事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定活性化事業計画に従って活性化事業を実施すべきことを勧告することができる。

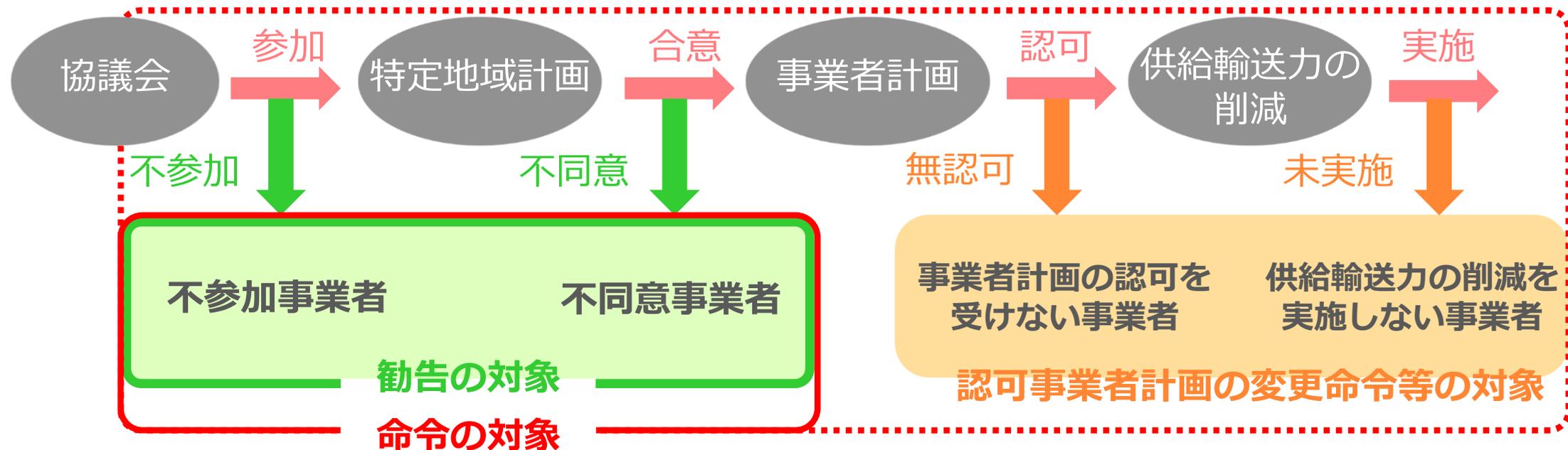
営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令について

勧告が発動される場合

- 形式要件**
- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
 - ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき
- 実質要件**
- ◆ 認可特定地域計画に合意した事業者以外の事業者の事業活動により、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存する場合
 - ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるとき

命令が発動される場合

- 形式要件**
- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
 - ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき
- 実質要件**
- ◆ 次のいずれかに該当する事態が存する場合
 - ① 認可特定地域計画に合意した事業者以外の者の事業活動により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること
 - ② 認可特定地域計画に合意した事業者のみの供給輸送力の削減では、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進できないこと
 - ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能の発揮に著しい支障が生ずると認めるとき



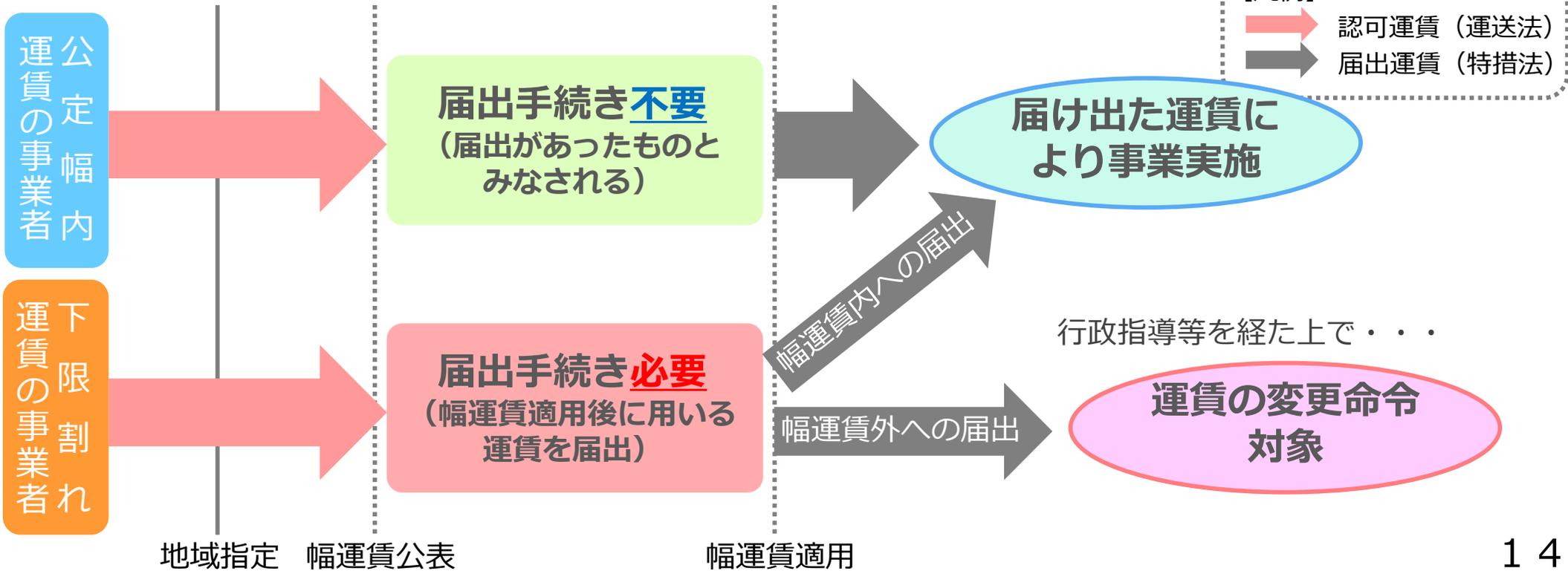
公定幅運賃制度について

- ・「公定幅運賃」の範囲は、地方運輸局長が、標準的な事業者のデータを基に算出し公表。
- ・「公定幅運賃」の範囲外である届出運賃は変更命令の対象。
- ・公定幅運賃制度の対象外となる運賃の認可に際しては、公定幅運賃制度との整合性を審査。

公定幅運賃の対象

- 基本運賃及びこれに準ずるものが対象。
- 総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内でない割引運賃は、事実上基本運賃に当たるため、運賃の変更命令の対象。
- 定額運賃については、公定幅運賃により算定。
- いわゆる都市型ハイヤーを除くハイヤーに係る公定幅運賃については、タクシーの公定幅運賃の下限以上という公定幅運賃を設定。

公定幅運賃に係る手続き



その他改正事項について

- ・ 運転者が他法令に違反した場合において、当該違反行為がタクシー事業者の責に帰すべき理由があるときは、安全確保命令を発動。
- ・ 特措法に基づく供給輸送力の削減対象から、福祉タクシー及び都市型ハイヤーを除外。

輸送の安全を確保するための措置等

運転者が道路交通法違反した場合に、当該行為を事業者が指示した場合



都市型ハイヤー等について供給輸送力の削減対象からの除外

特措法に基づく供給輸送力の対象

特措法に基づく供給輸送力の対象から次の事業及び車両を除外。

- ① 福祉タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業及び専ら障害者等及びその付添人の運送の用に供する車両
- ② ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち、契約形態等に照らしてタクシー事業と著しく異なる形態で行われるもの（都市型ハイヤー）及び専ら当該事業の用に供する車両

独占禁止法の適用関係（通知文書に記載する内容）

法律の関係条文

通知文書に記載する内容

	法律の関係条文	通知文書に記載する内容
<p>特 定 地 域</p>	<p>適用除外法 （特措法第8条の4第1項） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律…の規定は、認可特定地域計画及び認可特定地域計画に基づいてする行為には、適用しない。</p> <hr/> <p>問題とならない —</p> <hr/> <p>問題となる （特措法第8条の4第1項） ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。 一 不公正な取引方法を用いるとき 二 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき 三 第八条の六第四項の規定による公示があった後一月を経過したとき</p>	<p>以下の行為は、独占禁止法が適用されない。</p> <p>①認可特定地域計画に基づき、事業者が他の事業者と相談して、事業者計画を作成する行為 ②認可事業者計画に基づき、事業者が減車等の供給輸送力の削減を実施する行為</p> <hr/> <p>協議会に参加する事業者が特定地域計画を策定するにあたって減車等の供給輸送力の削減等について協議を行う行為は、独占禁止法上問題とならない。</p> <hr/> <p>以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>①減車を行わない事業者に共通乗車券の利用を拒絶する行為 ②過剰な減車を行うことにより、利用者を獲得しようとする事業者間の競争が実質的に制限された結果、例えば、深夜時間帯、特定の曜日などにおいてタクシーを利用することが著しく困難になる場合 ③事業者が他の事業者と相談して、認可特定地域計画に基づく内容とは異なる減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為</p>
<p>準 特 定 地 域</p>	<p>問題とならない （特措法第11条第3項） 活性化事業計画には、活性化事業と相まって…譲渡又は譲受け…合併または分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）…を定めることができる。</p> <hr/> <p>問題となる —</p>	<p>事業者がその自主的な判断に基づき、単独で活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、独占禁止法上問題とならない。</p> <hr/> <p>事業者が他の事業者と相談して、活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、独占禁止法上問題となる。</p>
<p>公 定 幅 運 賃</p>	<p>問題とならない （特措法第16条） 国土交通大臣は…協議会の意見を聴いて、…旅客の運賃…の範囲を指定し…公表しなければならない。</p> <hr/> <p>問題となる （特措法第16条の4第1項） …一般乗用旅客自動車運送事業者は…旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>以下の行為は、独占禁止法上問題とならない。</p> <p>①協議会として公定幅運賃に関する国土交通大臣への意見を取りまとめるために事業者が協議を行う行為 ②事業者が他の事業者と相談・連絡をすることなく、運賃の届出をする行為</p> <hr/> <p>事業者が他の事業者と連絡を取り合い共同して運賃を決定し、届出をする行為は、独占禁止法上問題となる。</p>

タクシー業務適正化特別措置法の改正について

平成27年10月1日施行

- ・タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する。
- ・指定地域における登録は、一定の経歴又は輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の合格を要件とし、指定地域以外の地域では、講習の受講のみで登録できることとする。

タクシー運転者登録制度の全国拡大

法人タクシーに対し、各地域ごとに設けられた原簿に登録を受けている者（登録運転者）以外の乗務禁止や登録タクシー運転者証の表示を義務づけるタクシー運転者登録制度を全国全ての地域において実施し、個人タクシーに対しては、個人タクシー事業者乗務証の表示を全国全ての地域において義務付け。

現在のタクシー運転者登録制度の対象（指定地域）

札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、東京地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、大阪地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域の13地域のみ

改正後においては…

全国において
実施

試験制度

試験制度について、試験を実施する地域及び試験科目は以下のとおり。

対象

上記13地域

試験科目

法令、安全、接遇

地域別の規制の適用

	運転者登録	講習	試験 運転経歴	適正化 機関	乗禁地区 指定
特定指定地域	○	○	○	○	○
指定地域	○	○	○	×	×
単位地域	○	○	×	×	×

「中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱」

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定令和 8 年 月 日

(目的)

第 1 条 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第 2 条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。
 - 6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ①群馬県知事又はその指名する者
- ②群馬県前橋市長又はその指名する者
- ③群馬県高崎市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ①一般社団法人群馬県タクシー協会長
- ②一般社団法人群馬県タクシー協会前橋地区会長
- ③一般社団法人群馬県タクシー協会伊勢崎地区会長
- ④一般社団法人群馬県タクシー協会西毛支部長

(3) 労働組合等

- ①全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 書記長

(4) 地域住民の代表

- ①群馬県消費者団体連絡会会長
- ②群馬県消費者団体連絡会事務局長

(5) 学識経験者

- ①佐羽宏之(関東運輸局地域公共交通マイスター)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

- ①東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者
- ②上信電鉄株式会社社長又はその指名する者
- ③一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(7) その他協議会が必要と認める者

- ①群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
- ②群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は、準特定地域の指定期間までとする。
- 4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は、準特定地域の指定期間までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 法第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長及び事務局長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (3) 会長が特に必要と認める場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

「東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱」

東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定令和 8 年 月 日

(目的)

第 1 条 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、東毛交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第 2 条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ①群馬県知事又はその指名する者
- ②群馬県太田市長又はその指名する者
- ③群馬県桐生市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ①一般社団法人群馬県タクシー協会長
- ②一般社団法人群馬県タクシー協会館林地区会長
- ③一般社団法人群馬県タクシー協会太田地区会長
- ④一般社団法人群馬県タクシー協会桐生地区会長

(3) 労働組合等

- ①全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 書記長

(4) 地域住民の代表

- ①群馬県消費者団体連絡会会長
- ②群馬県消費者団体連絡会事務局長

(5) 学識経験者

- ①佐羽宏之(関東運輸局地域公共交通マイスター)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

- ①東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者
- ②東武鉄道株式会社経営企画部課長又はその指名する者
- ③一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(7) その他協議会が必要と認める者

- ①群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
- ②群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は、準特定地域の指定期間までとする。
- 4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は、準特定地域の指定期間までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 法第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ① 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長及び事務局長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第14項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (3) 会長が特に必要と認める場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。